

## 保険商品に関するご留意事項

### 1. 保険商品共通のご留意事項

- ・ 保険商品は預金ではありません。また、当行による元本の保証はなく預金保険の対象でもありません。
- ・ ご契約中に保険商品を中途解約または一部解約した場合、解約返戻金額等は既払込保険料を下回ることがあります。
- ・ 保険商品のご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。当行は保険の募集代理店として、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。また、当行に保険契約締結の代理権はありません。このため、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾した時に有効に成立します。
- ・ 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、死亡保険金額（死亡給付金額）、解約返戻金額、将来の年金額、満期保険金額および入院給付金額等が削減されることがあります。
- ・ 当行が取扱う保険商品にお申し込みいただくかどうか、お客さまと当行とのお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・ 保険料を借入金で調達した場合、運用実績によっては保険金額や解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。このため、当行では借入金（他の金融機関での借入を含む）を前提とした保険のお申し込みはお取り扱いできませんのでご了承ください。
- ・ 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申し込み状況等によっては、当行で保険のお申し込みをいただけない場合があります。
- ・ 商品によっては、被保険者等に健康状態について告知をしていただく必要があります。このため、被保険者等の健康状態等によりご契約いただけない場合があります。また、告知していただいた健康状態等が事実と異なっていた場合などは、保険金や給付金等が支払われない場合があります。
- ・ 当行でお取り扱いしている保険商品は、クーリング・オフ制度の対象となります。
- ・ ご検討にあたっては、「商品パンフレット」等をご覧いただくとともに「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご確認ください。また、ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」（変額保険の場合はこれに加えて「特別勘定のしおり」）を必ずご覧ください。
- ・ 各商品のご検討にあたっては、販売資格を持つ当行の保険募集人にご相談ください。詳しくは窓口までお問い合わせください。

## 2. 保険商品におけるリスクについて

保険商品等の種類によって以下のようなリスクがあり、これらのリスクは保険商品をご契約されたお客さま、および受取人さまに帰属します。

- ・変額保険は、払込みいただいた一時払保険料を特別勘定（ファンド）で運用します。特別勘定（ファンド）では、国内外の株式・債券等にて運用しておりますので、運用に伴う投資リスク（価格変動リスク・為替変動リスク・金利変動リスク・信用リスク等）があります。死亡給付金額（保険金額）や積立金額、解約返戻金額および将来の年金額等は、運用実績に応じて日々変動するため、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。
- ・外貨建保険商品の場合は、為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の年金額や死亡給付金額（保険金額）、解約返戻金額等が、ご契約時における円換算後の年金額や死亡給付金額（保険金額）、解約返戻金額等を下回ることや、お受取りになる円換算後の年金額や死亡給付金額（保険金額）、解約返戻金額等が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。
- ・市場金利調整を行う商品の場合は、市場金利に応じた資産運用の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が既払込保険料を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

## 3. 諸経費について

お客さまにご負担いただく諸費用のうち主なものは以下のとおりです。ご負担いただく諸費用やその料率は、商品によって異なるため、一律に表示することができません。詳しくは、各商品の「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

### ○ 契約初期費用

保険契約締結などに必要な費用です。

### ○ 保険関係費用

保険期間中や年金受取期間中の費用等、契約の締結・成立・維持・管理に必要な費用です。

### ○ 資産運用関係費用

投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。

### ○ 解約控除額

契約日から一定期間内の据置期間中に解約または一部解約した場合、契約年数に応じて積立金から控除される金額です。（解約時のみ発生致します）

※ 諸費用の合計額は上記を足し合わせた金額となります。また、商品によっては、上記以外にも手数料および費用をご負担いただく場合があります。